

令和4年1月31日

公益社団法人 全日本不動産協会 御中

一般財団法人 不動産適正取引推進機構

第116回 講演会（オンデマンド配信）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当機構の業務につきましては、平素より格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび下記のとおり講演会を開催することといたしました。多くの皆様に聴講いただきたくご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染予防の観点から、オンデマンドで配信しますので、聴講者様はPC・スマートフォンでの聴講となります。

敬具

記

1. 演 題 「賃貸住宅管理業法の制定と不動産賃貸借のトラブル解決」

これまで法規制の対象とされてはいなかった賃貸管理業とサブリース業を対象に「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」が令和2年6月12日に成立し同月19日に公布されている。この法律は、賃貸住宅管理業務の適正化に関する規律と、いわゆるマスターリース契約に関する規律を内容としたものであり、賃貸管理業や建物賃貸借契約の問題点とその対策を明らかにしたものであって、不動産賃貸借契約に対する理解を深め、トラブル回避を図る上で大いに参考となる。同法の概要を明らかにするとともに、不動産賃貸借契約のトラブルとその解決について検討する。（講演時間約90分）

2. 講 師 海谷・江口・池田法律事務所 弁護士 江口 正夫氏

3. 配信期間 令和4年3月1日（火）～令和4年3月31日（月）

4. 聴講方法 新型コロナウイルス感染予防の観点から、オンデマンドで配信しますので、受講者様はPC・スマートフォンでの聴講となります。

5. 聴講料 5,500円/1名 *消費税込です。
但し、貴協会役職員の方が聴講される場合には、1名まで無料で聴講いただけます。

6. 申込期限 令和4年3月16日（水）
但し、定員（200名）になり次第締め切らせていただきます。

7. 申込方法

(1) 当機構ホームページの「講演会のご案内」から「講演会インターネット申込（一般の方）」をクリックし、必要事項をご入力の上、送信してください。無料分は、「講演会インターネット申込（賛助会員）」をクリックして、必要事項をご入力の上、送信してください。

(2) 申込みが確認できましたら、当方から聴講料の請求書を郵送しますので、下記口座にお振込みください。

（請求書ご不要の方は、速やかにお振込みください）

「一般財団法人 不動産適正取引推進機構 収益事業口」

ゆうちょ銀行 〇一九（ゼロイチキョウ）店 当座 0024488

みずほ銀行 新橋支店 普通 1709326

三菱UFJ銀行 本店 普通 7645737

三井住友銀行 東京公務部 普通 0160658

お振込みは令和4年3月18日（金）までお願いいたします（振込手数料はご負担いただきますようお願いいたします）。

(3) 聴講用URLは、お振込みの確認次第、令和4年2月24日（木）以降メールにてお送りします。

8. オンデマンド聴講でのご留意事項

(1) お申込み前に、講演会聴講に利用するPC・スマートフォンから当機構ホームページの「講演会のご案内」に掲載している「視聴環境チェックサイト」にアクセスいただき、音声と動画が正常に受信できるかをご確認願います。

(2) 聴講用URLはご本人様のみ有効になります。第三者への貸与、譲渡、コピーは一切禁止です。

(3) アクセスが集中し視聴できない場合、日時を変えて視聴ください。

(4) 講演資料は、後日講演前にダウンロード・印刷してください。

その他、詳細につきましては、聴講料お振込みの確認後、メールにてご案内いたします。

以上